

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	福崎町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/category/2-27-0-0-0.html

執行機関名 福崎町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費等助成事業に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等、こども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 福祉医療費等助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	福崎町福祉医療費助成条例(平成元年条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福崎町福祉医療費助成条例(平成元年条例第8号) 兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱 兵庫県こども医療費助成事業実施要綱